

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	民主主義国における財政錯覚—有権者による税負担等の過小評価と財政支出拡大との関係—
他言語論題 Title in other language	Fiscal Illusion in a Democracy: Relationship Between Underestimation of Tax Burden, etc. by Voters and Expansion of Government Spending
著者 / 所属 Author(s)	深澤 映司 (FUKASAWA Eiji) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 財政金融調査室
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	853
刊行日 Issue Date	2022-1-20
ページ Pages	03-24
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	各種の財政錯覚 (人々が政府の公共サービスの便益や費用の大きさを誤って知覚する現象) が財政支出に及ぼす影響について、先行研究を踏まえた整理を行い、政策的含意を明らかにする。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰 (めいせき) 性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

民主主義国における財政錯覚

—有権者による税負担等の過小評価と財政支出拡大との関係—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 財政金融調査室主任 深澤 映司

目 次

はじめに

- I 財政錯覚論の起源と再構築
- II 財政錯覚が財政支出にもたらす影響—価格錯覚の場合—
- III 価格錯覚の諸類型
 - 1 歳入（税収）構造の複雑さに起因した価格錯覚
 - 2 税（財源）の可視性の低さに起因した価格錯覚
 - 3 所得弾力的な歳入（税収）によってもたらされる価格錯覚
 - 4 公的債務の負担をめぐる価格錯覚
 - 5 地方政府が受け入れる補助金に関連した価格錯覚
 - 6 貸家の居住者による固定資産税の負担をめぐる価格錯覚
- IV 財政錯覚に関連したその他の先行研究
 - 1 補助金の金額をめぐる財政錯覚—補助金錯覚—
 - 2 財政錯覚に起因した財政支出の縮小—ダウンス氏の見解—

おわりに

キーワード: 財政錯覚、租税価格、価格錯覚、補助金錯覚、中位投票者の定理、フライペーパー効果

要 旨

- ① 経済学では、人々が政府によって供給される公共サービスの便益や費用の大きさを評価するために必要な情報を誤って知覚してしまう現象を「財政錯覚」と呼ぶ。この現象をめぐる考察は、20世紀初頭には、支配階級が被支配階級から資源を収奪する非民主的な国家を前提として行われていたが、同世紀の後半以降、民主主義国でも十分に発生し得る現象として理論的な枠組みが再構築されるとともに、実証分析が相次いで行われることとなった。
- ② 財政錯覚をめぐる先行研究の多くが焦点を合わせているのは、人々が公共サービスに係る税負担（租税価格）を真の負担よりも小さく評価した場合に、同サービスの実際の供給量、すなわち財政支出がどのように変化するかである。この点について、理論的には、税負担を過小に評価して公共サービスへの需要を増やした人々が、自らの意向を投票によって示すことで、政府の公共サービス供給は、人々の税負担をめぐる評価が正確に行われている場合よりも大きくなると考えられる。このような財政錯覚は、「価格錯覚」と呼ばれる。
- ③ 価格錯覚には複数の種類がある。公共サービスの供給主体が中央政府と地方政府のいずれであっても発生し得る類型としては、複雑な歳入構造や可視性の低い税に起因した価格錯覚のほか、税収が所得の増加に伴い弾力的に増加するような特徴を持った税制の下で生じる価格錯覚、そして、公債の発行を通じた財源の調達に課税に基づく調達よりも税負担が小さくて済むとの誤解に基づく価格錯覚（債務錯覚）が考えられる。
- ④ 一方で、地方政府が公共サービスを供給する場合にのみ想定される価格錯覚もある。典型例は、地方政府が中央政府等から受け入れている補助金について、そのコストが他地域の住民によって負担され、自らの負担にはならないと住民が誤って認識するために発生する価格錯覚である。また、地方政府が固定資産税で財源を賄っている状況下において、その地域の貸家居住者が同税の負担を全く求められないとの不正確な認識から陥る価格錯覚も考えられる。
- ⑤ 我が国の国民が各種の財政錯覚に陥っているのか否かは、政府によって掲げられた財政健全化目標の成否を左右しかねないことはもちろん、消費税の是非や現代貨幣理論（MMT）の妥当性をめぐる議論の本質、そして、地方交付税の在り方といった観点からも、見逃せない。それだけに、この現象が、国民による財政統制の実効性を低下させることで、国や地方の財政の持続可能性を脅かす要因となることがないように、注視していくことが求められる。

はじめに

民主主義的な政治制度の下で政府の行動が方向付けられるメカニズムについて、経済学ではどのように考えられているのであろうか。公共経済学の教科書をひもとくと、そこには、人々が、政府による公共サービスの拡大に伴う便益の増加と費用（税負担）の増加とを比較し、前者が後者よりも大きいと判断すれば、選挙時にそのような政策を支持した投票を行うとの説明が見受けられる。

しかし、我々が生活している現実の世界において、人々が公共サービスの便益と費用のそれぞれを常に正しく認識していると考えることに、果たして無理はないのであろうか。実際には、公共サービスの便益や費用の大きさをめぐり人々の認識の仕方が、常に正確であるとは限らないのではあるまいか。

振り返れば、拙稿⁽¹⁾では、我が国の市町村を対象とした実証分析に基づき、自らの財源をふるさと納税の受入に大きく依存している市町村ほど、地方公共サービスの供給に関わる技術的効率性（費用最小化の観点からの効率性）を大きく低下させている可能性があるとの結論を示した。そして、そのような状況の一因となっているのが、各市町村の住民による財政錯覚（fiscal illusion）、すなわち、居住地の市町村が受け入れているふるさと納税の寄附金を自己負担がゼロの財源とみなす住民の事実誤認であるとみられる点についても、併せて言及した。

そもそも、錯覚（illusion）とは、外界の物理的な特徴と人によって知覚された情報との間に様々なズレが生じる現象を意味する認知心理学の用語である⁽²⁾。これに対して、経済学研究者によって用いられる財政錯覚という語は、特定の財政制度の下で、人々が公共サービスの便益や費用の大きさを評価するために必要な情報を誤って知覚することを意味している⁽³⁾。

それでは、財政錯覚が生じるのは、具体的にはどのような場面においてであろうか。また、人々がこの現象に陥った場合、国や地方自治体（以下「自治体」という。）の財政にどのような影響が及び得るのであろうか。これらの問いをめぐって、経済学界ではこれまで半世紀近くにわたり各種の研究が行われてきたものの、それらの研究を通じて導き出された知見については意外と知られていないというのが実状である。それだけに、財政錯覚をめぐり学術的な知見についてそのポイントを概観しておくことには、今日における国や地方の財政に関連した諸問題の本質を踏まえ、その処方箋を探る上で、少なからぬ意義があると考えられよう。

そこで、本稿では、各種の財政錯覚が政府（中央政府又は地方政府）による公共サービスの供給に対して及ぼす影響について、先行研究を踏まえた整理を行うとともに、そこから浮かび上がってくる政策面での示唆を明らかにする。

本稿の構成は、以下のとおりである。

第Ⅰ章では、まず、どのような経緯を経て財政錯覚という現象に学術的な関心が注がれてきたのかについて、過去からの学説史上の流れを簡単に振り返る。その上で、第Ⅱ章において、

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和3（2021）年11月28日である。

(1) 深澤映司「ふるさと納税の受入に伴う自治体財政の効率性への影響—「財政錯覚」を背景とした技術的効率性の低下の観点から—」『レファレンス』848号, 2021.8, pp.1-30. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11713844_po_084801.pdf?contentNo=1>

(2) 鹿取廣人ほか編『心理学 第5版』東京大学出版会, 2015, p.118.

(3) 堀場勇夫『地方分権の経済分析』東洋経済新報社, 1999, p.241.

財政錯覚の中でも経済学の研究者からとりわけ注目されてきた「価格錯覚」という現象に焦点を合わせて、それが政府の公共サービス供給に対して影響を及ぼすメカニズムを解説する。続く第Ⅲ章では、価格錯覚として分類される複数の類型を対象として、それぞれをめぐってこれまでに行われてきた理論的な考察や実証分析の概要を紹介する。さらに、第Ⅳ章においては、前章で取り上げられなかった財政錯覚に関連したその他の主要な先行研究について、補足的な説明を行う。そして最後に、数々の先行研究から浮かび上がってくる政策的な含意に言及しつつ、本稿を締めくくることとする。

I 財政錯覚論の起源と再構築

財政錯覚という現象に対して初めて学術的な関心が示されたのは、いつ頃だったのであろうか。歴史を遡れば、17世紀から18世紀のドイツで発展した官房学（いわゆる「カメラリズム」(Kameralwissenschaft)⁽⁴⁾)に関連した諸文献、あるいは、18世紀末から19世紀前半にかけて活躍したフランスの経済学者セイ (Jean-Baptiste Say)⁽⁵⁾による著作の中で、この現象が既に取り上げられていたとの指摘も見受けられる⁽⁶⁾。しかしながら、今日における定説となっているのは、イタリアの財政学者プヴィアーニ (Amilcare Puviani) 氏が20世紀の初頭にその著作で示した内容を財政錯覚論の起源とする見方であると言い切って差し支えないであろう⁽⁷⁾。

プヴィアーニ氏の財政学では、支配階級が被支配階級から資源を収奪する非民主的な国家(独占国家)が前提とされており、財政錯覚は、国家がその目的(支配階級による被支配階級からの収奪)を達成するための手段のうち公共収入と公共支出について生じる誤った概念付けとして定義される⁽⁸⁾。プヴィアーニ氏は、公共支出から生じる便益の効用から公共収入を支える租税の費用を差し引いた値がプラスである限り、為政者が国家の統治を成功させることができると考えた。したがって、為政者によって重視されるのは、公共支出の便益(公共収入の費用)が現実の水準と比べて過大(過小)となる「楽観的な財政錯覚」をできるだけ促す一方で、公共支出の便益(公共収入の費用)が現実の水準と比べて過小(過大)になる「悲観的な財政錯覚」を極力抑制することになる。そして、為政者が人々の間に「楽観的な財政錯覚」を引き起こすための具体的な方策として、プヴィアーニ氏は、「国有財産からの収入の利用」、「間接税の利用」、「租税の細分化」、「帰着の不確実な租税の利用」、「公債の利用」、「通貨創造による収入調達の利用」などを挙げている⁽⁹⁾。

もっとも、プヴィアーニ氏による問題提起が米国や英国を中心とした経済学界の主流派(いわゆる新古典派)から注目されるようになるまでには、半世紀以上の時間を要した。その背景

(4) カメラリズムは、中世の封建社会において商品経済が限界的な形で発生する中、徐々に貨幣化の波にのまれつつあった封建諸侯の家計を管理運営するための特別な技術を考案しようとしたドイツ独自の学問領域である。その体系は、今日の財政学や行政学などの側面を含んでいたものの、封建諸侯にとって必要な貨幣収入をいかに確保するかを最大の問題意識としていたことから、重商主義的な経済思想の一種とみなすことができる(藤原信「カメラリズムについて」『日本林学会誌』49(5), 1967.5, pp.214-217)。

(5) セイによって唱えられた「供給はそれ自身の需要を創出する」といった趣旨の主張は、今日において、いわゆる「セイの法則」(Say's law of markets)として広く知られている。

(6) Werner W. Pommerehne and Friedrich Schneider, "Fiscal illusion, political institutions, and local public spending," *Kyklos*, 31(3), August 1978, pp.381-408.

(7) 堀場 前掲注(3), pp.241-247.

(8) 同上

(9) 同上

には、財政錯覚の影響を受けた個人による意思決定が、各経済主体による合理的な意思決定の結果として形成される需要と供給の均衡を前提とした主流派の分析には馴染みにくかったという事情もあったようである⁽¹⁰⁾。

こうした中、1960年代になると、プヴィアーニ氏の見解は、ノーベル経済学賞を後に受賞するブキャナン (James McGill Buchanan Jr.) 氏 (米国のヴァージニア大学)⁽¹¹⁾によって整理され、現代的な財政錯覚論として再構築されることとなった。ブキャナン氏は、1967年に刊行された著作⁽¹²⁾の中で、民主主義国家における財政制度をめぐっても、プヴィアーニ氏によって提起された財政錯覚に関わる問題意識はその重要性をいささかも失わないとの認識に立ちつつ、自らの財政錯覚論を展開した。そして、現代の財政において人々の間に財政錯覚を引き起こす可能性がある具体的な制度として、「源泉徴収制度」、「所得税の累進税率構造」、「社会保障税 (公的年金の保険料)」、「法人所得課税」、「キャピタルゲイン課税」などを挙げている⁽¹³⁾。

もっとも、ブキャナン氏自身は、政府による公共サービスの供給や財源の調達をめぐって人々が財政錯覚に陥っているのか否かについて、実際のデータに基づく定量的な分析にまで踏み込んだわけではなかった。詳しくは第三章で述べるが、経済学界で財政錯覚をテーマとした各種の定量的分析が相次いで行われるようになったのは、基本的には1970年代の後半以降である。

II 財政錯覚が財政支出にもたらす影響—価格錯覚の場合—

プヴィアーニ氏によって指摘されたように、人々の財政錯覚は、政府の公共サービス (財政支出) がもたらす便益とその財源である租税の費用 (負担) という2つの側面をめぐって発生し得る。しかしながら、財政錯覚をテーマとしてこれまでに行われてきた各種の理論的又は実証的な先行研究の内容を振り返ると、公共サービスの便益に関わる財政錯覚に着目した研究よりも、租税の負担に関わる財政錯覚に焦点を合わせた研究の方が、数多く見受けられる状況となっている。そこで、以下では、特に断らない限り、対象を後者に絞った形で説明を進めることとする。

第三章で取り上げることとなる内容を先取りすると、先行研究のほとんどでは、人々が各種の財政錯覚に陥った場合に、政府が公共サービスの供給を拡大させるとの結論が示されている。なぜ、そのような結論が導き出されるのであろうか。その理由を考えるに当たっては、ワグナー (Richard E. Wagner) 氏 (米国のヴァージニア工科大学) による図解を交えた説明⁽¹⁴⁾がその一助となろう (図)。

(10) Pommerehne and Schneider, *op.cit.*(6)

(11) 本文中における識者の所属は、当該識者による論文等が刊行された当時のものである (以下も同様)。

(12) James McGill Buchanan Jr., *Public Finance in Democratic Process: Fiscal Institutions and the Individual Choice*, Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1967.

(13) 堀場 前掲注(3), pp.241-247.

(14) Richard E. Wagner, "Revenue Structure, Fiscal Illusion, and Budgetary Choice," *Public Choice*, 25(1), Spring 1976, pp.45-61.

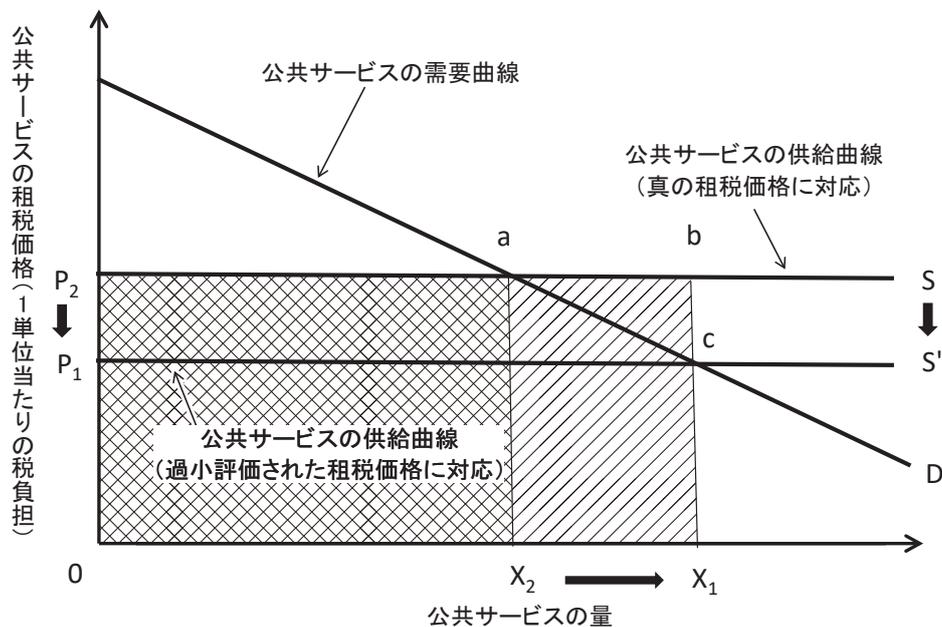
グラフの横軸に政府の公共サービスの「量」をとる一方で、縦軸には同サービスの「価格」をとる。ここでの「価格」は、公共サービスの1単位分に係る個人の税負担であり、「租税価格」(tax price)と呼ばれる。

この平面において、個人が特定の租税価格の下でどれだけの公共サービスを需要するのかは、価格が低下するほど需要量が増加するという関係を反映して、右下がりの直線(D)として描くことができる(公共サービスの需要曲線)。これに対して、公共サービスの供給曲線(価格と供給量の関係を表す曲線)は、政府が公共サービスの供給量を追加的に1単位増やす場合に要する費用が常に一定の値(P_2)をとるとの仮定を置くと、横軸に平行な直線(S)として描かれる。したがって、真の租税価格が P_2 であり、個人によって知覚される租税価格もそれと等しい(個人が真の租税価格を正確に知覚している。)場合には、公共サービスの量が、需要曲線Dと供給曲線Sの交点aに対応した X_2 に定まる。そして、この時には、政府の予算額が税収に等しいと仮定すれば、四角形 OP_2aX_2 の面積に等しい予算額が実現することになる。

それでは、租税価格が真の値(P_2)よりも小さい P_1 であるとの財政錯覚に陥った個人が、その錯覚に基づいて公共サービスを需要するとしたら、一体どうなるであろうか。その時には、供給曲線Sが錯覚により下方にシフトして S' となることに伴い、供給曲線と需要曲線の交点がaからcへと変化するため、公共サービスの供給量は X_2 よりも大きい X_1 となる。しかし、真の租税価格は飽くまで P_2 であることから、政府の予算額は、公共サービスの供給量が X_2 から X_1 に増加したことを反映して、四角形 OP_2aX_2 の面積から四角形 OP_2bX_1 の面積へと拡大するであろう。

これらを踏まえると、財政錯覚(租税価格の過小評価)の発生に起因した政府の予算額の増加分は、四角形 X_2abX_1 の面積に対応していると考えられる。そして、この面積が統計学的に有意であるのか否かを計量経済学的手法を通じて検証しようとした試みが、これまでに財政錯覚をめぐる行われてきた様々な実証分析(後述)にほかならない。

図 財政錯覚が公共サービスの量に及ぼす影響



(出典) 筆者作成。

ちなみに、財政錯覚の有無をテーマとした実証分析で、公共サービスの需要者に関連してしばしばなされる重要な想定がある。それは、政府の公共サービス供給をめぐる意思決定に対して需要者として影響を及ぼし得るのは、全ての投票者のうち、賛成者と反対者がちょうど同数になる位置に対応した政策（中位の政策）を好む「中位投票者」（median voter）であるとの想定にほかならない。そして、このような想定がなされる背景には、「一定の条件の下では、中位投票者の選好に合致した選択肢（中位の政策）が、選挙時に最も多くの投票者から支持される」という公共経済学の基本的な命題（「中位投票者の定理」（median voter theorem））がある⁽¹⁵⁾。

いずれにせよ、政府による財源の調達に関わる財政錯覚をめぐって行われる実証分析では、上述のとおり、投票者（特に中位投票者）によって知覚される租税価格（ P_1 ）が真の租税価格（ P_2 ）と比べて低下しているのか否かが焦点となるケースが多い。そして、そのような形をとった財政錯覚は、「価格錯覚」（price illusion）と呼ばれることもある⁽¹⁶⁾。

Ⅲ 価格錯覚の諸類型

前章では、個人が政府によって供給される公共サービスの租税価格を真の値よりも過小に評価するという形での財政錯覚（価格錯覚）に陥ると、租税価格が正確に評価された場合と比較して政府による公共サービスの供給量が増加すること、すなわち財政支出が拡大に向かうことを、図解も交えて示した。

それでは、価格錯覚は、どのような形をとって現れるのであろうか。20世紀後半以降の経済学界では、この問いをめぐって、様々な研究者による理論的な考察や実証分析がなされてきたという経緯がある。そして、それらの先行研究から浮かび上がってくる価格錯覚の類型は、租税価格の過小評価につながり得る具体的な要因に着目することで、①歳入（税収）構造の複雑さに起因したもの、②税（財源）の可視性の低さに起因したもの、③所得弾力的な歳入（税収）によってもたらされるもの、④公的債務の負担をめぐるもの、⑤地方政府が受け入れる補助金に関連したもの、⑥貸家の居住者による固定資産税の負担をめぐるものの6つに集約することが可能である⁽¹⁷⁾。

以下では、これらのタイプのそれぞれについて、研究者の間でどのような指摘がなされてきたのかを概観する。

(15) 「中位投票者の定理」が成立するためには、選挙時に争点となる政策の数が1つであることに加え、全ての投票者が選択肢に対して頂点が1つしかない（単峰な）選好を示すという条件が欠かせない。言い換えると、選挙の争点となる政策が複数あったり、投票者の中に選択肢に対して頂点が複数ある（単峰ではない）選好を示す者が含まれている場合には、「中位投票者の定理」は成立しない（林正義ほか『公共経済学』有斐閣、2010、pp.179-182; Duncan Black, "On the Rationale of Group Decision-Making," *Journal of Political Economy*, 56(1), February 1948, pp.23-34)。

(16) 一例を挙げれば、堀場勇夫氏（元青山学院大学）が、有権者によって知覚される租税価格の低下に起因した財政錯覚を「価格錯覚」（price illusion）と呼んでいる（堀場 前掲注(3)）。

(17) ドレリー（Brian E. Dollery）氏（オーストラリアのニューイングランド大学）とワージントン（Andrew C. Worthington）氏（同）は、共同で執筆して1996年に公表したサーベイ論文の中で、ここに示した①から⑥のうち②を除いた5つを貨幣錯覚の類型として挙げている（Brian E. Dollery and Andrew C. Worthington, "The Empirical Analysis of Fiscal Illusion," *Journal of Economic Surveys*, 10(3), September 1996, pp.261-297）。本稿は、ドレリー氏らの分類を参考にしつつも、同氏らによって示された5類型に②を加えた6類型を価格錯覚の類型とみなすこととした。

1 歳入（税収）構造の複雑さに起因した価格錯覚

第1に挙げられるのは、政府の歳入（税収）構造が複雑であることを背景として生じる価格錯覚である。例えば、個人に対する課税が多数の税目に細分化された形で行われている場合には、課税が単一の税目に集約されている場合と比べて、各個人が、公共サービスに関わる租税価格を的確に認識することが困難化し、同価格の過小評価に陥りやすくなると考えられる。

このような価格錯覚が発生していることを実証分析に基づき示した先行研究は、ワグナー氏による1976年の論文⁽¹⁸⁾にまで遡る。

この論文によると、政府は、財源の調達手段（fiscal extraction devices: FED）を多様化させることによって、納税者から国庫に向けて移転する税収全体の大きさの表面化を避けることができる。その一方で、それぞれの個人の側から見ると、FEDの多様化は、自らの税負担を的確に把握するために必要な情報を集めるためのコスト（以下「情報収集コスト」という。）を増加させる。しかし、選挙を通じた集団的な意思決定の場合、正しい情報の入手を通じて得られる便益が市場取引に関連した意思決定の場合ほどには大きくないこともあり、人々は真の税負担についての情報を集めようとしなない。このため、政府の歳入（税収）構造が複雑化すると、人々は自らの税負担を過小に評価するようになり、その結果、財政支出の拡大が選挙を通じて支持されやすくなるというのである。

ワグナー氏は、同じ論文の中で、米国内における50の大都市の地方政府を対象として、各地方政府の複雑な歳入構造が実際に価格錯覚をもたらす要因になっているのか否かを明らかにするための実証分析にも取り組んでいる。具体的には、1967年の政府センサスと1970年の人口センサスに収録されたデータに基づき、それぞれの都市の地方政府による「経常的な財政支出」を、「自主財源の構造の単純さを表す指標」⁽¹⁹⁾と、当該都市の経済的又は社会的な状況を表す各種の変数（「個人所得の総額」、「政府間財政移転」、「所得水準が貧困線に届かない人口の割合」、「人口密度」等）で説明する関数を推定するという形で分析が行われている。ちなみに、この分析の焦点となる「自主財源の構造の単純さを表す指標」として用いられているのは、「ハーフィンダール・ハーシュマン指数」（Herfindahl-Hirschman Index. 以下「HHI」という。）である。この指数は、元来は市場における企業の競争状態を表す指標として考案されたものであり⁽²⁰⁾、各企業の市場全体に占めるシェア（市場占有率）を2乗した値を全ての企業について合計した値として定義される。したがって、同指数は、1つの企業が市場全体を独占的に支配している状態の下では最大値の1となる一方、個々の企業の市場占有率が等しく、企業間において完全な競争状態が保たれていれば、最小値である「企業数の逆数」になる。ワグナー氏による分析では、各地方政府の自主財源を4つのカテゴリー（固定資産税、一般売上税、個別消費税、料金・手数料）に分類した上で同指数が算出されていることから、当該地方政府の自主財源の構造が特定の財源に集中して単純であるほど、同指数の値が最大値1に近づき、逆に、自主財源の構造が複雑であるほど、同指数の値が、最小値であるカテゴリー数（4）の逆数、

(18) Wagner, *op.cit.*(14)

(19) この指標として用いられている「ハーフィンダール・ハーシュマン指数」（Herfindahl-Hirschman Index. 後述）は、その値が大きい（小さい）ほど、地方政府の財源がより単純（複雑）な構造であることを表す。

(20) HHIは、1940～1950年代に、ハーシュマン（Albert O. Hirschman）氏（米国の経済学者）と、ハーフィンダール（Orris Clemens Herfindahl）氏（米国のコロンビア大学の学生）によって、それぞれ別個に提唱された。そして、この指数は、後にノーベル経済学賞を受賞することになるスティグラー（George J. Stigler）氏（米国のシカゴ大学）が、「寡占の理論」を主題とした1964年の論文（George J. Stigler, "A Theory of Oligopoly," *Journal of Political Economy*, 72(1), February 1964, pp.44-61）の中で使用したことから、広く知られるようになった。

すなわち 1/4 に近づくと考えられる。そして、ワグナー氏が実際に推定を行ったところ、説明変数のうち「自主財源の構造の単純さを表す指標」の係数が、マイナスの符号をとり、統計学的にも有意になった⁽²¹⁾。こうした推定結果は、「自主財源の構造の単純さを表す指標」が小さい（大きい）地方政府ほど、「経常的な財政支出」が大きく（小さく）なる傾向が認められることを示していると考えられる。このため、ワグナー氏は、財源の構造が複雑な都市ほど住民の価格錯覚が顕著であり、当該都市の政府による財政支出も価格錯覚が生じなかった場合と比べて大きくなる傾向が認められると結論付けている。

HHI を「歳入（税収）構造の単純さ」の代理指標と位置付けた回帰分析を通じて、人々が複雑な歳入（税収）構造の下で価格錯覚に陥っていることを実証的に裏付けるというアプローチは、その後も、ポメレーネ（Werner W. Pommerehne）氏（スイスのチューリッヒ大学）とシュナイダー（Friedrich Schneider）氏（同）による 1978 年の共同論文⁽²²⁾や、ミシオレック（Walter S. Misiolek）氏（米国のアラバマ大学）とエルダー（Harold W. Elder）氏（同）による 1988 年の共同論文⁽²³⁾など、各種の先行研究に引き継がれている。

2 税（財源）の可視性の低さに起因した価格錯覚

価格錯覚の第 2 の類型は、人々が可視性（visibility）の低い税を課された場合に陥る価格錯覚である。一般に、政府が公共サービスの財源を可視性が低くて実態が見えにくい税で賄っている場合には、それを負担させられる者が租税価格を過小に評価しやすいと考えられる。なぜならば、可視性が低い税は情報収集コストが相対的に大きく、そのことが人々による税負担の正確な知覚を妨げる要因になると考えられるからである⁽²⁴⁾。

可視性が低い税の典型例としてしばしば挙げられるのは、狭義の間接税である。例えば、人々は日々の生活で財やサービスを購入する度に、売上税や付加価値税（消費税）、そして、特定の品目に課された個別消費税の支払を余儀なくされているものの、年間を通じて支払ったそれらの税の総額を計算するためには、多大な労力を要するであろう。また、狭義の間接税に類似した例として、税負担の最終的な帰着先が必ずしも明らかではない法人所得税や事業者向けの固定資産税などの税目が、引合いに出されることもある。そして、これらの税（以下「間接税等」という。）と比べれば、個人所得税や住民向けの固定資産税といった直接税は、可視性が高い税として位置付けられることが多いようである。

ただし、個人所得税であっても、雇用主が従業員から源泉徴収を行って納付する個人所得税（以下「源泉所得税」という。）については、所得を得た本人が申告に基づき納税を行う個人所得税（以下「申告所得税」という。）と比べると可視性が低く、個人による租税価格の過小評価につながりやすいとの指摘がなされることもある⁽²⁵⁾。

(21) ワグナー氏は、この推定結果に基づき、仮に個々の地方政府が単一の税目（HHI の値が 1 になる。）へと移行すれば、各地方政府の経常的支出を平均で約 33% 削減することが可能になると指摘している（Wagner, *op.cit.*(14), p.57）。

(22) Pommerehne and Schneider, *op.cit.*(6)

(23) Walter S. Misiolek and Harold W. Elder, "Tax Structure and the Size of Government: An Empirical Analysis of the Fiscal Illusion and Fiscal Stress Arguments," *Public Choice*, 57(3), June 1988, pp.233-245.

(24) Michael A. Nelson, "Voter Perceptions of the Cost of Government: the Case of Local School Expenditures in Louisiana," *Public Finance Review*, 14(1), January 1986, pp.48-68.

(25) 例えば、Wagner, *op.cit.*(14), p.46 を参照。また、ブキャナン氏が、財政錯覚を引き起こす可能性がある具体的な制度の 1 つとして源泉徴収制度を挙げていることは、前述のとおりである。

可視性の低い税が政府の財政支出を拡大させる要因になっていることは、先行研究において実証的な分析手法を通じて確認されている。

間接税等の可視性の低さに着目した分析の代表例は、ネルソン (Michael A. Nelson) 氏 (米国のマーケット (Marquette) 大学) による 1986 年の論文⁽²⁶⁾である。同氏は、米国のルイジアナ州における 63 の学校区 (school district)⁽²⁷⁾のクロスセクション・データ (1978 年時点) を用いて、可視性の低い税が住民の間に価格錯覚をもたらしているのか否かを検証した。同氏が分析に当たって想定したのは、「公教育に関連した財政支出 (学生 1 人当たり)」を被説明変数⁽²⁸⁾とした関数である。同氏は、個々の学校区に与えられている複数の財源のうち事業者向け固定資産税と小売上税を可視性が低い税として位置付けた。その上で、これらの税のそれぞれをめぐって中位投票者によって知覚される「限界的な租税価格」(公共サービスの 1 単位の追加分に係る租税価格) を価格錯覚の状況を反映した変数とみなし、中位投票者の「所得」と併せて説明変数⁽²⁹⁾とした。そして、この関数を実際に推定したところ、小売上税について「限界的な租税価格」の係数がマイナスかつ有意であるとの結果が得られた。そこからは、小売上税の「限界的な租税価格」が小さい (大きい) 学校区ほど、「公教育に関連した財政支出 (学生 1 人当たり)」が大きく (小さく) なる傾向を読み取ることができる。この点を踏まえて、同氏は、小売上税をめぐる可視性の低さが中位投票者の価格錯覚 (租税価格の過小評価) を通じて各学校区による公教育関連支出の拡大をもたらしていると結論付けている。

源泉所得税をめぐる価格錯覚に関連した実証研究の例としては、ワグスタッフ (Joseph Van Wagstaff) 氏 (米国のウェイクフォレスト大学) による 1965 年の論文⁽³⁰⁾が挙げられる。同氏は、米国内の 7 州における 11 企業の従業員 (1,162 人) を対象にしたインタビュー調査を通じて得られた個票データを用いて、簡単な回帰分析も交えた分析を行い、その結果から、所得がその中位数よりも大きい高所得者の場合、所得が大きくなるほど自らの源泉所得税の負担を過小に評価する傾向が認められると指摘している。

なお、先行研究の中には、税以外の財源を対象として、その可視性の低さが財政支出に及ぼす影響について検証しているものも見受けられる。例えば、前述のポメレーネ氏とシュナイダー氏による 1978 年の共同論文⁽³¹⁾では、スイスにおける 110 の大規模な基礎自治体のクロスセクション・データ (1970 年時点) に基づく分析が行われている。両氏が分析に当たり基本的な前提として想定したのは、個々の基礎自治体の「財政支出 (住民 1 人当たり)」を、域内に居住している中位投票者の「租税価格」と「所得 (税引後)」、そして当該自治体の「人口」によって説明する関数であった。両氏が、この関数の説明変数に歳入構造の単純さを表す HHI⁽³²⁾を

(26) Nelson, *op.cit.*(24)

(27) 米国では、それぞれの州政府の下に、一般的な行政目的を遂行するための地方政府 (カウンティ、タウンシップ又はタウン、シティ、ヴィレッジ) に加えて、特別な行政目的を遂行するための地方政府が置かれている。学校区は、特別区 (special district) と並び、後者として分類される地方政府であり、初等教育と中等教育に関連した公立学校の運営を担っている。

(28) 被説明変数とは、説明変数 (後述) で表された事象が原因となって生じている結果としての事象を表す変数である。

(29) 説明変数とは、被説明変数として表された事象の原因を表している変数である。

(30) Joseph Van Wagstaff, "Income Tax Consciousness under Withholding," *Southern Economic Journal*, 32(1), Part 1, July 1965, pp.73-80.

(31) Pommerehne and Schneider, *op.cit.*(6)

(32) ポメレーネ氏らの論文では、HHI の算出に当たり、歳入全体を 11 個のカテゴリーにブレイクダウンしたデータが用いられている。具体的なカテゴリーは、①個人所得税、②個人向けの富裕税 (wealth tax)、③相続税・贈与税、④料金、手数料、⑤個別消費税、⑥法人所得税、⑦法人向けの富裕税 (wealth tax)、⑧その他の税、⑨公

追加した上で推定を行い、歳入構造の複雑さに起因した価格錯覚の発生を裏付けている点は、前述のとおりである。しかし、それに加えて見落とせないのは、財源の可視性の低さに起因した価格錯覚の有無についても、併せて検証が試みられている点である。具体的には、基礎自治体の財源のうち、「公益企業から放出された利益」、「利子、賃貸料、リース料」、「公的財産の純売却益」という3つのカテゴリーを、可視性が著しく低い財源と位置付けた上で、それらが歳入全体に占める割合を上記の関数に説明変数として追加した形でも推定を行っている。その結果は、「租税価格」の係数がマイナスかつ有意になると同時に、「可視性が著しく低い財源の割合」についてはその係数がプラスかつ有意になるという形で、可視性が低い財源に大きく依存した基礎自治体ほど財政支出が大きくなる傾向があることを示唆する内容であった。

3 所得弾力的な歳入（税収）によってもたらされる価格錯覚

第3の類型は、政府の税収が所得に対して弾力的に変化することを背景として発生する価格錯覚である。税収の所得弾力性（所得が1%増加することに伴い、税収が何%増加するかを表す。）は、どのような税制が採用されているかによって異なった値をとり得る。その場合に、同弾力性が大きい税制と小さい税制を比較すると、仮に実際の租税価格が両税制の間で等しかったとしても、前者の下では、人々によって知覚される租税価格が後者の下と比べて低くなり、より大きな財政支出増が生じるというのが、この類型に見られる特徴である。こうした現象が生じる背景に関連して、オーツ（Wallace E. Oates）氏（米国のプリンストン大学）は、税率の引上げを伴う財政支出の拡大が投票者からの支持を集めにくいものに対して、税率の引上げを伴わない財政支出増であれば投票者による不支持の対象にはなりにくいと指摘している⁽³³⁾。すなわち、税負担をめぐる投票者の評価は専ら税率の高低に注目した形で行われているため、投票者は、所得弾力性が高い税制の下で所得の増加に伴い自らの税負担が増加しても、追加的な税の支払に必ずしも抵抗しないというのである。このオーツ氏による指摘が妥当であれば、税制の所得弾力性が高いほど、いわゆる自然増収分を財源とした財政支出の拡大が人々の投票を通じて容認されやすくなるであろう。

この類型の価格錯覚が生じていることを実証的に示した代表的な先行研究としては、クレイグ（Eleanor D. Craig）氏（米国のデラウェア大学）とハインツ（A. James Heins）氏（米国のイリノイ大学）が1980年に公表した共同論文⁽³⁴⁾が挙げられる。両氏は、米国の「州政府による支出額（住民1人当たり）」を「州の税収の所得弾力性」を始めとする各種の説明変数（「所得弾力性」以外では、「個人所得（住民1人当たり）」、「連邦政府からの補助金」、「人口密度」、「都市人口の比率」など）によって説明する関数を想定し、それを全米50州の1970年又は1975年のクロスセクション・データに基づき、推定した。その結果は、「所得弾力性」の係数がプラスかつ有意となるという形で、所得弾力性が大きい税制を設けている州政府ほど財政支出を拡大させやすいこと、すなわち、オーツ氏による指摘が妥当であることを示唆するものであった。

益企業から放出された利益、⑩利子、賃貸料、リース料、⑪公的財産の純売却益である。

⁽³³⁾ Wallace E. Oates, “Automatic” Increases in Tax Revenues: The Effect on the Size of the Public Budget,” W. E. Oates, eds., *Financing the New Federalism: Revenue Sharing Conditional Grants and Taxation*, Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1975, pp.139-160.

⁽³⁴⁾ Eleanor D. Craig and A. James Heins, “The Effect of Tax Elasticity on Government Spending,” *Public Choice*, 35(3), January 1980, pp.267-275.

4 公的債務の負担をめぐる価格錯覚

第4の類型は、政府の財源が課税を通じて調達される場合よりも、公的な債務という形で調達される場合の方が、人々による租税価格の評価が過小になりやすいという形をとる。この類型の価格錯覚は、「債務錯覚」(debt illusion)と呼ばれることもある⁽³⁵⁾。

古典派経済学者のリカード (David Ricardo) がいわゆる「等価定理」(equivalence theorem) として説いたように、現時点で発行された公債が将来における課税を通じて必ず償還されなければならない、しかも、人々が将来における公債償還のための税負担について完全な情報を与えられているのであれば、政府が公共サービスの財源を課税と公債発行のいずれで調達しても、政府による財政支出の規模に相違が生じることはないはずである。なぜならば、今日の課税を通じて政府が得る税収と、公債償還のために将来のいずれかの時点で行われる課税によって政府が得る税収とは、後者の税収を適当な割引率(公債の金利に等しいと考えられる。)を用いて現在の価値に引き直せば、等しくなるからである⁽³⁶⁾。言い換えれば、人々によって知覚される公共サービスの租税価格が現在価値のベースで見ると一致することから、人々の公共サービスに対する需要にも課税と公債発行の間で何ら変化が生じないと考えられる。

しかしながら、実際には、人々が持ち合わせている情報は不完全であり、公債発行に伴って発生する将来に向けた税負担のうち人々によって実際に知覚される部分は、一部にとどまる。その結果、政府の財源が公債発行を通じて調達される場合には、知覚される公共サービスの租税価格がその真の値(財源の調達が課税を通じて行われる場合の租税価格)よりも小さくなり、ひいては、政府による財政支出の拡大が投票を通じて支持されやすくなるというのが、この類型の背景を成す考え方である⁽³⁷⁾。

公的な債務をめぐる価格錯覚が発生し得ることは、前述のとおりプヴィアーニ氏によっても指摘されていたが、この問題と密接に関連した実証分析に取り組んでいる代表的な先行研究としては、エップル (Dennis Epple) 氏 (米国のカーネギーメロン大学) とシッパー (Katherine Schipper) 氏 (同) による 1981 年の共同論文⁽³⁸⁾が挙げられる。両氏はこの論文の中で、米国のペンシルバニア州におけるピッツバーグ市とその周辺に位置する基礎自治体のクロスセクション・データ (1976 年の 123 団体、又は 1978 年の 130 団体が対象) を用い、それぞれの基礎自治体の域内における「住宅の価値 (中位数)」を各種の変数で説明する関数⁽³⁹⁾を推定している。この関数で焦点となる説明変数は、当該自治体によって雇用された公務員に関わる「年金債務」⁽⁴⁰⁾である。いわゆる「資本化仮説」(capitalization hypothesis) によると、地方政府の管轄地域内に所在している固定資産 (土地、家屋等) の価値は、当該地方政府によって供給される公共サービス (財政支出) の便益を反映して上昇する一方で、域内住民への固定資産税の課税を通じて低下すると考えられる⁽⁴¹⁾。したがって、仮に住民が債務錯覚に陥っておらず、

⁽³⁵⁾ Dollery and Worthington, *op.cit.*(17), p.286.

⁽³⁶⁾ 砂川良和「等価定理と非等価定理」『公共選択の研究』18号, 1991, pp.20-28.

⁽³⁷⁾ John E. Floyd and J. Allan Hynes, "Debt Illusion and Imperfect Information," *European Economic Review*, 11(4), 1978, pp.379-386.

⁽³⁸⁾ Dennis Epple and Katherine Schipper, "Municipal Pension Funding: A Theory and Some Evidence," *Public Choice*, 37(1), January 1981, pp.141-178.

⁽³⁹⁾ この関数では、被説明変数、説明変数ともに、自然対数をとった値が用いられている。

⁽⁴⁰⁾ 説明変数としての年金債務の値は、課税対象資産の市場価値で除することにより相対化されている。

⁽⁴¹⁾ Wallace E. Oates, "The Effects of Property Taxes and Local Public Spending on Property Values: An Empirical Study of Tax Capitalization and the Tiebout Hypothesis," *Journal of Political Economy*, 77(6), November / December 1969, pp.957-971.

将来に向けた税負担を正確に知覚しているのであれば、将来的に住民への課税を通じて支払われることになる公務員の「年金債務」は、「住宅の価値」を押し下げる要因となるはずである。そして、その場合には、上述の関数を推定した結果として得られる「年金債務」の係数は、その符号が有意にマイナスとなる上に、絶対値が1に近い値をとるであろう（「完全な資本化」）。しかしながら、両氏が実際に推定を行ったところ、「年金債務」の係数が有意にならないか、あるいは、有意にマイナスであってもその絶対値が1を大きく上回るという形で、「資本化仮説」で想定されているとおりの「完全な資本化」が実現しているとの仮説は棄却された。このため、両氏は、住民が公的な債務に関わる将来的な税負担を正確に知覚できていない可能性（価格錯覚に陥っている可能性）も否定しきれないとの結論に至った。

もっとも、この類型の価格錯覚が発生しているのか否かという問いに明確な形で焦点を合わせた実証的な先行研究は、他の類型の価格錯覚を対象とした同様の研究に比べると、数が乏しい⁽⁴²⁾。

5 地方政府が受け入れる補助金に関連した価格錯覚

前節までの説明で概観してきた価格錯覚の諸類型は、公共サービスを供給する主体が中央政府と地方政府のいずれであっても発生し得るものであった。

これに対して、価格錯覚の第5の類型では、公共サービスが地方政府によって供給される場合のみが想定される。具体的には、地方政府が上位の政府（中央政府等）から補助金を受け入れている状況下において、その地方政府によって管轄されている地域の住民が陥りかねない租税価格の過小評価が、この類型に該当する。そして、こうした価格錯覚が生じると、地方政府向けの補助金に係る自らの税負担を実際の負担よりも過小に評価した住民は、当該地方政府による財政支出の拡大を容認しやすくなると考えられる。

(1) 先行研究における理論的な考察

この類型の価格錯覚の発生に伴う地方政府の財政支出に対する影響をめぐっては、前述のオーツ氏が、1979年に公表した論文⁽⁴³⁾の中で理論的な考察を行っている。同氏は、地方政府の官僚が、地方政府の公共サービス（以下「地方公共サービス」という。）の供給量を、住民から示される需要量と一致させるべく、できるだけ大きくすることを前提として、理論的な枠組み（理論モデル）を構築した。

同氏の理論モデルでは、地方政府が地方公共サービスの供給量を1単位増やすために要する費用は常に一定であるとの仮定が置かれており、その値は便宜的に地方公共サービス1単位当たり1とされている。このため、地方政府による「財政支出」の金額と地方公共サービスの供給量は、必然的に等しくなる。さらに、この理論モデルは、地方政府が地方公共サービスの供給、すなわち「財政支出」に必要な財源を、「税金」と上位の政府からの定額補助金⁽⁴⁴⁾で賄う

(42) Dollery and Worthington, *op.cit.*(17), pp.286-290.

(43) Wallace E. Oates, "Lump-Sum Intergovernmental Grants Have Price Effects," P. Mieszkowski and W. H. Oakland, eds., *Fiscal Federalism and Grants-in-Aid*, Washington, D.C.: Urban Institute Press, 1979, pp.23-30.

(44) 一般に、地方府県が上位の政府（中央政府等）から受け取る補助金には、地方公共サービスの供給量が変化しても交付額に変化が生じない「定額補助金」(lump-sum grant)と、地方公共サービスの供給量に応じて交付額が変化する「定率補助金」(matching grant)という2つのタイプがある。オーツ氏の理論モデルで想定されている補助金は、これら2つのタイプのうち定額補助金である。なお、補助金をめぐっては、その用途への制限の有無に着目して、用途制限のない「一般補助金」(unconditional grant)と、用途を制限された「特定補助金」(conditional

ことを想定している。そうした状況の下で、住民全体にとっての租税価格を考えると、限界的な租税価格の真の値は、上述の仮定から常に1であるものの、「住民全体によって知覚された限界的な租税価格」は、1よりも小さなプラスの値になる。なぜならば、地方政府によって受け入れられた「補助金」が自らの税負担につながることはない（他の地域の住民によって負担がなされる。）と思込んでいる住民の側で、「税収」を「財政支出」で除した平均的な租税価格（「財政支出」当たりの「税収」）が限界的な租税価格に相当するとの錯覚が生じるからである。そして、前章で紹介した「中位投票者の定理」によれば、選挙を通じて地方政府の意思決定を左右し得る立場に置かれているのは住民全体のうち中位投票者に当たる者であるから、地方公共サービスへの需要量を左右するのも、「住民全体によって知覚された限界的な租税価格」ではなく、その一部を成す「中位投票者によって知覚された限界的な租税価格」だということになる。

オーツ氏は、これらの前提の下で、「補助金」がプラスの値をとった場合の「中位投票者によって知覚された限界的な租税価格」が、「補助金」がゼロの場合のそれを下回り、その結果、地方公共サービスの供給量は「補助金」がプラスの値をとった場合の方が大きくなることを示した。このような結論が導き出される背景には、住民が地方公共サービスの供給に係る真の税負担をめぐって不完全な情報しか持ち合わせていない状況の下で、地方政府の官僚が、地方公共サービスの過大な供給について中位投票者から支持を取り付けることがある。そして、官僚によるそうした対応は、地方公共サービスへの需要をめぐる住民の判断が、本来であれば限界的な租税価格と照らし合わせた形で行われるべきであるにもかかわらず、それよりも値が小さい平均的な租税価格に基づいて行われていることによって可能になっていると考えられる。

ちなみに、オーツ氏の理論モデルで発生の可能性が指摘された「上位の政府から地方政府に対する定額補助金の交付を背景とした地方公共サービスの過大供給」という現象は、経済学の研究者の間では、定額補助金の「フライペーパー効果」(flypaper effect)と呼ばれている。そして、オーツ氏による理論的な考察と問題意識をおおむね共有し、フライペーパー効果の発生可能性を理論的に示している代表的な先行研究としては、そのほかにも、クーラント (Paul N. Courant) 氏 (米国のミシガン大学) らによって執筆された1979年の論文⁽⁴⁵⁾が挙げられる。

(2) 先行研究における実証分析

1980年代以降は、オーツ氏やクーラント氏らによる理論的な考察を通じて導き出された見解、すなわち、住民が地方政府による補助金の受入れに伴う平均的な租税価格の低下を限界的な租税価格の低下と取り違える結果、地方政府の財政支出が拡大に向かうとの見方の延長線上で、地方政府の補助金受入れを背景とした住民の価格錯覚が実際に生じていることをデータに基づき検証しようとする試みが相次いだ。それらの研究を通じて導き出された結論の多くに共通しているのは、補助金の費用が他地域の住民によって負担されることへの過度な期待から、住民が地方公共サービスの租税価格を過小に評価しているとの認識にほかならない。そのような結論を示している先行研究のうち代表的なものとしては、次の3点が挙げられる。

grant) という分類がなされることもある。補助金の分類については、深澤映司「特定補助金をめぐる改革—「一括交付金」への転換に関わる論点整理—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.661, 2009.11.24. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000532_po_0661.pdf?contentNo=1> を参照されたい。

(45) Paul N. Courant et al., "The Stimulative Effects of Intergovernmental Grants: Or Why Money Sticks Where it Hits," Mieszkowski and Oakland, eds., *op.cit.*(43), pp.5-21.

(i) 補助金を受け取る側（地方政府）に焦点を合わせた分析

ウィナー（Stanley L. Winer）氏（カナダのカールトン大学）による1983年の論文⁽⁴⁶⁾は、カナダの連邦政府から州政府に交付されている補助金⁽⁴⁷⁾をめぐる価格錯覚の有無に焦点を合わせた内容である。一般に、上位の政府から下位の政府に対して補助金が交付されている状況の下では、受け取った補助金に基づき財政支出を行う政府（下位の政府）の意思決定と、補助金を支払うための財源を調達するために課税を行う政府（上位の政府）の意思決定が、それぞれの機関によって別個に行われる。ウィナー氏は、こうした状況（以下「財政支出と課税をめぐる意思決定の分離」という。）に着目して、定量的な分析を行った。具体的には、カナダを構成している10州について1952-1953会計年度から1969-1970会計年度にかけての毎年度の実績値をプーリング⁽⁴⁸⁾したデータのセットに基づき、各州政府の「財政支出」を複数の変数（「連邦政府から当該州政府への補助金」、「連邦政府から他の州政府への補助金」、「住民1人当たりの所得」など）によって説明する関数が推定されている。推定の結果、「連邦政府から当該州政府への補助金」の係数がプラスかつ有意になる一方で、「連邦政府から他の州政府への補助金」の係数はマイナスかつ有意となった。また、同氏がこの推定結果を踏まえて「連邦政府から当該州政府への補助金」に対する当該州政府の「財政支出」の弾力性（補助金が1%増加した場合に、財政支出が何%増加するかを表す。）を算出したところ、その値は、貧しい州⁽⁴⁹⁾（連邦から平衡交付金⁽⁵⁰⁾を受け取っている州）において、豊かな州⁽⁵¹⁾（連邦から平衡交付金を受け取っていない州）の約2倍となった。ウィナー氏は、これらの結果を踏まえて、連邦からの補助金の受取りが大きい州ほど、「財政支出と課税をめぐる意思決定の分離」を背景として、他の州の住民に税負担を肩代わりしてもらえとの住民の楽観的な期待が大きくなり、ひいては、財政支出が拡大する傾向も強くなると指摘している。

(ii) 補助金を受け取る側（地方政府）と支払う側（中央政府）の双方に着目した分析

これに対して、ローガン（Robert R. Logan）氏（米国のアイオワ大学とアラスカ大学フェアバンクス校）による1986年の論文⁽⁵²⁾は、補助金を受け取る側の政府（地方政府）の有権者が陥ることとなる価格錯覚に焦点を絞ったウィナー氏の論文の内容をより一般化し、補助金を交付する側の政府（中央政府）の有権者が見舞われる可能性がある価格錯覚をも視野に入れた実証分析を試みている。同氏が分析に当たって用いたのは、米国全体を集計した1947年から1983年にかけての時系列データ（いずれのデータも人口1人当たりの実質値に換算）である。ローガン氏は、「連邦政府による全米向けの直接的な財政支出（補助金⁽⁵³⁾の支払を除く。）」を「州

(46) Stanley L. Winer, "Some Evidence on the Effect of the Separation of Spending and Taxing Decisions," *Journal of Political Economy*, 91(1), February 1983, pp.126-140.

(47) ここでの補助金には、一般補助金（後述の「平衡交付金」）に加え、特定補助金も含まれている。

(48) プーリングとは、各時点において主体ごとに整理されたデータを、時点や主体の別に関わりなく一括することにより、1つのサンプルとして扱うことである。

(49) 具体的には、ニュー・ブランズウィック州、ノヴァ・スコシア州、プリンス・エドワード・アイランド州、ニューファンドランド・ラブラドル州の4州である。

(50) カナダの平衡交付金は、人口1人当たりの財源調達力が一定の基準に達していない州に対して、連邦政府が使途に関する条件を付けることなく人口に応じた形で交付を行う一般補助金であり、その枠組みは、日本の地方交付税と類似している。

(51) 具体的には、ブリティッシュ・コロンビア州、アルバータ州、オンタリオ州の3州である。

(52) Robert R. Logan, "Fiscal Illusion and the Grantor Government," *Journal of Political Economy*, 94(6), December 1986, pp.1304-1318.

(53) この場合の補助金には、定額補助金に加えて、定率補助金も含まれている。

政府又はそれよりも下位の地方政府（以下「州政府等」という。）に対する補助金の合計」を始めとした各種の変数で説明する関数を推定することを通じて、「州政府等に対する補助金の合計」の係数がマイナスかつ有意になるとの結果を得た。この結果からは、連邦政府から州政府等に交付される補助金が増加（減少）すると連邦政府による補助金の支払を除いた財政支出は減少（増加）に向かうという形で、両者の間にマイナスの相関関係があることが読み取れる。ローガン氏は、この結果などを踏まえ、連邦政府が州政府等に対して補助金を交付することにより、補助金を交付される側の州政府等において、その地域の有権者によって知覚される租税価格が低下している（税負担が過小に評価されている。）だけでなく、補助金を支払う連邦政府において、連邦全体の有権者によって知覚される租税価格が上昇している（税負担が過大に評価されている。）と考えた。そして、連邦政府から州政府等に向けた補助金は、州政府等の財政支出を拡大させる要因であるとともに、連邦政府による補助金以外の財政支出を減少に向かわせる要因でもあるとの結論を示している。

（iii）連邦政府からの補助金による影響と州政府からの補助金による影響を比較した分析

さらに、補助金の受払いを通じた「財政支出と課税をめぐる意思決定の分離」という問題意識をウィナー氏から引き継ぎ、連邦制国家で州政府の下位に位置している地方政府（以下「下位地方政府」という。）が連邦政府と州政府のそれぞれから交付されている補助金に焦点を合わせて分析を行っているのが、グロスマン（Philip J. Grossman）氏（米国のウェストヴァージニア大学）による1990年の論文⁽⁵⁴⁾である。同氏によれば、「財政支出と課税をめぐる意思決定の分離」の度合いは、州政府が下位地方政府に交付している補助金よりも、連邦政府が下位地方政府に対して交付している補助金の方が大きいと考えられる。なぜならば、下位地方政府の住民から見ると、連邦政府は州政府ほど身近な存在ではないからである。同氏は、このような認識の下で、「財政支出と課税をめぐる意思決定の分離」の度合いが相対的に大きい補助金ほど、住民による租税価格の過小評価を通じて財政支出を拡大させる効果もまた大きくなるとの仮説を設定し、それを実際のデータに基づき検証した。具体的な分析方法は、米国のヴァージニア州における下位地方政府（カウンティとシティを合わせた136団体）の1980-1981会計年度におけるクロスセクション・データに基づき、それぞれの下位地方政府の目的別に見た「経常的支出（住民1人当たり）」を、「連邦政府からの定額一般補助金（同）」、「州政府からの定額一般補助金（同）」、「連邦政府又は州政府からの特定補助金⁽⁵⁵⁾（同）」、「中位投票者の家計所得」、「中位投票者の租税価格」などの変数で説明する関数を推定するというものであった⁽⁵⁶⁾。実際に推定を行ったところ、「教育関連の経常的支出（住民1人当たり）」を被説明変数とした推定において、「連邦政府からの定額一般補助金（同）」の係数と「州政府からの定額一般補助金（同）」の係数のそれぞれがプラスかつ有意となり、しかも、前者の値は後者の値のおよそ2倍となった⁽⁵⁷⁾。このように、「連邦政府からの定額一般補助金（住民1人当たり）」が下位地

⁽⁵⁴⁾ Philip J. Grossman, "The Impact of Federal and State Grants on Local Government Spending: A Test of the Fiscal Illusion Hypothesis," *Public Finance Quarterly*, 18(3), July 1990, pp.313-327.

⁽⁵⁵⁾ この場合の特定補助金には、定額補助金に加えて、定率補助金も含まれている。

⁽⁵⁶⁾ ただし、「連邦政府からの定額一般補助金」、「州政府からの定額一般補助金」、そして「連邦政府又は州政府からの特定補助金」のそれぞれは、経常的経費を賄うための補助金に限られている。

⁽⁵⁷⁾ このほかにも、「治安関連の経常的支出（住民1人当たり）」と「政府の一般管理に関連した経常的支出（同）」のそれぞれについて同様の推定が行われている。その結果は、いずれの推定においても、「連邦政府からの定額一般補助金（住民1人当たり）」の係数がプラスかつ有意となる一方で、「州政府からの定額一般補助金（同）」

方政府の「教育関連の経常的支出（同）」を増加させる効果は、「州政府からの定額一般補助金（同）」のそれの約2倍であるとみられることから、グロスマン氏は、自らの仮説の妥当性が実証的に裏付けられたと結論付けている。

6 貸家の居住者による固定資産税の負担をめぐる価格錯覚

価格錯覚の第6の類型も、地方財政に特有な現象として位置付けることができる。この価格錯覚は、地方政府が地方公共サービスを供給するために必要な財源を固定資産税（property tax）で賄っている状況の下で、住民全体に占める貸家居住者（以下「賃借人」という。）の割合が大きい地域を管轄している地方政府ほど、財政支出を大きく増加させるという形で、その影響を顕在化させる。

なぜ、そのような影響が生じ得るのであろうか。固定資産税は、多数の国々において、地方政府、とりわけ基礎自治体の基幹税としてのポジションを与えられている。そして、ほとんどの国では、この税が専ら資産の所有者に対して課されている⁽⁵⁸⁾ことから、その納付を求められるのは貸家のオーナーのみであり、賃借人がこの税を直接的に支払うことはない。もっとも、税負担の最終的な帰着まで視野に入れるのであれば、賃借人もこの税に無関係とは言えない。なぜならば、貸家のオーナーが税負担を賃借人へと転嫁するために家賃を何某か引き上げる可能性があり、その場合には、賃借人も税額の全部又は一部についての負担を余儀なくされるからである。しかしながら、そうした事実を見落としている賃借人は、自らの居住地を管轄している地方政府によって供給される地方公共サービスの税負担、すなわち租税価格を真の値よりも過小に評価する。したがって、居住者の中に賃借人が多く含まれている地域ほど、過大な地方公共サービスの供給が投票を通じて支持されることとなり、ひいては、地方政府の財政支出に上方へのバイアスがかかるというわけである。

この「賃借人の錯覚」（renter illusion）⁽⁵⁹⁾とも称される価格錯覚が実際に発生しているのか否かについて最初に検証を試みたのは、ベルグストロム（Theodore C. Bergstrom）氏（米国のワシントン大学セントルイス校）とグッドマン（Robert P. Goodman）氏（米国のメリーランド州政府の経済・人材開発省）であった。両氏は、地方公共サービスへの家計の需要を表す関数の推定方法について解説を行った1973年の論文⁽⁶⁰⁾の中で、米国内の10州における基礎自治体826団体のクロスセクション・データ（1962年時点）に基づき、個々の基礎自治体による各種の「財政支出」（「総支出」、「警察関連の支出」、「公園とレクリエーションに関連した支出」のそれぞれ）を説明する関数を推定している。いずれの関数でも、基本的な説明変数として、「世帯数」、「中位所得者（所得が中位数に等しい者）の租税価格」、「中位所得者の所得」が採用されているが、両氏は、これらに加えて、「全居住者に占める持家居住者の割合」などの変数も、説明変数に追加した。そして、3つの関数を実際に推定したところ、「総支出」又は「警察関連の支出」を被説明変数とした場合に、「全居住者に占める持家居住者の割合」の係数がマイナスかつ有意になるという結果が得られた。両氏は、この結果について、持家居住者の割合が

の係数は有意にはならないというものであった。

(58) ただし、英国のカウンシル・タックス（council tax）のように、住居の所有者（owner）のみならず、賃借人も含んだ占有者（occupier）に対して課されている固定資産税（property tax）の例も見られる。

(59) Dollery and Worthington, *op.cit.*(17), pp.280-286.

(60) Theodore C. Bergstrom and Robert P. Goodman, "Private Demands for Public Goods," *American Economic Review*, 63(3), June 1973, pp.280-296.

低い基礎自治体、すなわち貸家居住者の割合が高い基礎自治体ほど、「総支出」又は「警察関連の支出」が大きくなる傾向を読み取ることができるとの解釈を行い、賃借人による租税価格の過小評価が各基礎自治体の財政支出を拡大させる一因になっていると結論付けている。

こうしたベルグストロム氏らによる分析が嚆矢（こうし）となり、その後も、「賃借人の価格錯覚」が発生していることを定量的な分析を通じて裏付けようとする研究が相次ぐことになった⁽⁶¹⁾。

IV 財政錯覚に関連したその他の先行研究

前章で紹介した各種の先行研究では、投票者の価格錯覚が中央政府又は地方政府による財政支出の拡大をもたらすとの結論が共通して示されていた。しかし、財政錯覚をテーマとした先行研究の中には、価格錯覚以外の財政錯覚に焦点を合わせたものや、前章で概観した諸研究とは対照的に、投票者が財政錯覚に陥ることで財政支出がむしろ縮小に向かうとの結論を示しているものも見受けられる。

本章では、前章において取り上げなかった先行研究のうち、特記すべき論文として、次の2点を紹介する。

1 補助金の金額をめぐる財政錯覚—補助金錯覚—

フィリモン（Radu Filimon）氏（米国のテュレーン大学）らが1982年に公表した共同論文⁽⁶²⁾では、地方公共サービスの需要サイド（住民）と供給サイド（地方政府の官僚）の間に「情報の非対称性」が認められる状況の下、投票者としての住民が、地方政府の財源の一部である補助金について、それを財源にして供給される地方公共サービスの価格（租税価格によって表される税負担）ではなく、補助金の金額そのものをめぐる錯覚（「補助金錯覚」（grant illusion）⁽⁶³⁾）に陥ることを基本的な前提にして、次のような理論モデルが組み立てられている。

ある地方政府によって管轄されている地域に居住する住民は、自らの所得から地方税を支払った後で手元に残る金額を用いて私的財（地方公共サービス以外の財・サービス）を購入し、私的財と地方公共サービスの消費から総合的に得られる効用（満足度）を最大化している⁽⁶⁴⁾。ただし、住民は、地方政府の財源のうち上位の政府から交付されている「補助金額」については正確な情報を持ち合わせておらず、それを実際の金額と比べて過小に評価する。この背景には、補助金に関わる情報収集コストが情報を収集した場合の便益よりも大きく、住民が情報を集めようとしないことがある。そうした中、中位投票者を含む住民は、地方公共サービスの実

(61) 具体的には、米国コネティカット州におけるタウンを対象としたロヴェル（Michael C. Lovell）氏（米国のウェズリアン大学）の論文（Michael C. Lovell, "Spending for Education: The Exercise of Public Choice," *Review of Economics and Statistics*, 60(4), November 1978, pp.487-495）や、米国イリノイ州におけるシカゴ市周辺の共同体を対象としたグロンベルグ（Timothy J. Gronberg）氏（米国のテキサス A&M 大学）の論文（Timothy J. Gronberg, "The Interaction of Markets in Housing and Local Public Goods: A Simultaneous Equations Approach," *Southern Economic Journal*, 46(2), October 1979, pp.445-459）などが、実証分析を通じて「賃借人の錯覚」の発生を裏付けている。

(62) Radu Filimon et al., "Asymmetric Information and Agenda Control: The Bases of Monopoly Power in Public Spending," *Journal of Public Economics*, 17(1), February 1982, pp.51-70.

(63) 堀場勇夫氏は、住民による補助金額の過小評価という形をとった財政錯覚を「補助金錯覚」（grant illusion）と呼んでいる（堀場 前掲注(3), p.271）。

(64) フィリモン氏らの理論モデルでは、地方政府に補助金を交付している上位の政府に対して住民が税を支払うことは、想定されていない。

際の供給量を踏まえて自らが見積もった地方政府の「歳出額」から、自らが過小に評価した「補助金額」を差し引いた金額が、住民全体にとっての地方税の負担（「税金」）となることを容認する。そして、住民のうち中位投票者に当たる個人が望ましいと考える地方税の「税率」は、彼・彼女自身が住民全体の負担になっても構わないと考える「税金」を、あらかじめ一定の水準に定まっている当該地域の「課税ベース」⁽⁶⁵⁾で除した値となる。前述の「中位投票者の定理」に従うと、住民による投票を通じて中位投票者が望んでいる「税率」が採用されることとなるため、当該地域における実際の「税金」は、中位投票者が望む「税率」を当該地域の「課税ベース」に乗じた金額、すなわち、中位投票者が住民全体の負担になっても構わないと考える「税金」と等しくなる。

これに対して、地方政府の官僚は、地域全体における実際の「税金」と実際の「補助金額」とを足し合わせた金額に等しい実際の「歳出額」をできるだけ大きくすることを目標として行動している。実際の「税金」は、上記のとおり、当該地域の「課税ベース」（あらかじめ一定の水準に定まっている。）と中位投票者が望む「税率」によって定まるため、そこには官僚による意図的な操作が入り込む余地はない。しかしながら、上位の政府からの補助金については、それを実際にどれほど受け入れているのかに関する十分な情報を官僚が住民に与えないことで、住民によって知覚される「補助金額」を実際の「補助金額」よりも小さくすることが可能となっている。

フィリモン氏らは、これらの状況を前提にして、住民が「補助金額」を過小に評価している状況の下では、地方政府の官僚にとって実際に支出可能な「歳出額」が、中位投票者にとって最適な「歳出額」よりも、実際の「補助金額」のうち中位投票者によって知覚されなかった金額だけ大きくなることを数学的に証明した。言い換えれば、地方政府の官僚は、住民に十分な情報を与えず、「補助金額」を過小に評価させることを通じて、仮に十分な情報を提供していたら実現できなかったであろう過大な「歳出額」を実現できるのである。

なお、フィリモン氏らは、同じ論文の中で、米国のオレゴン州における学校区（111 団体）のクロスセクション・データ（1971 年時点）に基づく分析⁽⁶⁶⁾を行い、各学校区が州政府から交付されている定額補助金について、自らの理論モデルの妥当性を裏付ける推定結果を得ている。

2 財政錯覚に起因した財政支出の縮小—ダウンス氏の見解—

これまでに見てきたように、財政錯覚をめぐる先行研究のほとんどは、人々の財政錯覚を背景として政府による公共サービスの供給（財政支出）が拡大に向かうと指摘している。しかし、財政錯覚をテーマとした文献の中には、逆に、人々の財政錯覚が財政支出の規模を縮小に向かわせるとの指摘を行っているものも、例外的にはあるが、見受けられる。その代表例は、ダウンス（Anthony Downs）氏（米国のシカゴ大学）の財政錯覚論にほかならない。同氏の論稿⁽⁶⁷⁾

⁽⁶⁵⁾ 課税ベースとは、課税の対象となる所得、消費、資産等の合計額である。したがって、課税ベースとそれに適用される税率の積は、税金と等しい。

⁽⁶⁶⁾ フィリモン氏らの分析は、各学校区の「歳出額（学生 1 人当たり）」から「住民によって知覚されなかった補助金額（同）」を差し引いた金額を、「中位投票者の所得」、「中位投票者の租税価格」、「住民によって知覚された補助金額（同）」等の変数で説明する非線型の関数（1 次式で表すことができない関数）を最尤法（あらかじめ想定した関数における説明変数の係数について、観測データから最も尤もらしい値を推定する方法）に基づき推定するという形で行われている。

⁽⁶⁷⁾ Anthony Downs, "An Economic Theory of Political Action in a Democracy," *Journal of Political Economy*, 65(2), April

は、政府によって供給される公共サービスの費用（税負担）に加えてその便益にも着目した内容であるが、ここで紹介する。

ダウنز氏は、民主主義的な政治システムの下で、複数の政党が得票数の最大化を目指して競争すること、そして、個々の有権者が、自らの効用を最大化するため、便益がより大きく費用がより小さい政策（公共サービス）を提示している政党に投票することの2点を前提として、有権者の財政錯覚が政府予算の規模に及ぼす影響について考察した。その際に前提とされたのは、公共サービスの便益については、情報収集コストが大きいことを背景に、有権者が投票に必要な情報の収集に対して消極的な姿勢をとることである。同氏は、有権者のこうした姿勢を「合理的無知」(rational ignorance)と呼んでいる。

有権者の「合理的無知」の下で政府予算が縮小するのは、一体なぜか。ダウنز氏によれば、公共サービスの便益の多くは「目に見えない便益」(hidden benefits)であり、十分な情報を持ち合わせていない個々の有権者は、それを真の便益と比べて過小に評価する傾向がある。その一方で、公共サービスの費用（税負担）の場合、その情報収集コストが便益の場合ほどには大きくないため、有権者は自らが公共サービスをめぐってどれほどの税負担を余儀なくされるのかについて、真の負担から大きく乖離しない形での評価が可能である。これらの結果、多くの公共サービスが有権者にとって便益よりも費用の方が大きい政策として評価されることとなり、それらの公共サービスを選挙公約として提示した政党は有権者の投票先から除外されかねない。得票数を増やして政権を掌握したい各政党は、たとえ社会的に望ましい政策があったとしても、その便益が有権者によって過小評価される可能性がある限り、当該政策（公共サービス）を自らの選挙公約に盛り込まないであろう。したがって、有権者が「合理的無知」に陥った状況の下で実現する政府予算の規模は、情報収集コストがゼロの状況（有権者が「合理的無知」に陥っていない状況）の下で実現する政府予算よりも小さくならざるを得ないというのが、ダウنز氏の主張である⁽⁶⁸⁾。

おわりに

以上、様々な先行研究で示されている理論的な考察や実証分析の結果を踏まえつつ、財政錯覚という現象の諸類型とそれらが国や地方の財政に及ぼす影響について概観してきた。その過程を通じて明らかになったのは、一部の例外（ダウنز氏の論稿）を除くほとんどの先行研究において、政府による財源の調達をめぐる有権者の財政錯覚（公共サービスの供給に係る税負担等の過小評価）が財政支出を拡大に向かわせる要因になり得るとの指摘がなされているという点であった。

そうした知見を踏まえて最後に考えておきたいのは、我が国の国家財政や地方財政に関連した昨今の諸課題を、財政錯覚という切り口で改めて捉え直してみた場合に、どのような示唆が浮かび上がってくるかである。

そもそも我が国の財政健全化をめぐっては、令和7（2025）年度までに国と地方を合わせた

1957, pp.135-150; *idem*, "Why the Government Budget is Too Small in a Democracy," *World Politics*, 12(4), July 1960, pp.541-563.

⁽⁶⁸⁾ ただし、ダウنز氏自身は、自らの主張の妥当性を、データに基づく定量的な分析を通じて実証的に裏付けているわけではない。

基礎的財政収支（プライマリー・バランス（primary balance））を黒字化させることなど、政府によって掲げられた目標⁽⁶⁹⁾の達成が、コロナ禍等を背景とした歳出拡大圧力の下で、大いに危ぶまれている。それでは、近年の我が国において、多数の国民が将来に向けた税負担の過小評価という形での財政錯覚に陥っているおそれはないのであろうか。もしも、こうした懸念が的中しているのであれば、そのことが国と地方の財政支出を必要以上に拡大させる方向に作用するとともに、財政健全化目標の達成を一段と遠のさせる要因ともなりかねない。

国の財政の歳入面をめぐっては、消費税の是非をめぐる議論が引き続き盛んであり、消費税の廃止や減税を求める論者からは、この税の逆進性や納税協力コストの大きさなどのデメリットがしばしば指摘されている。しかしながら、本稿で紹介した先行研究を踏まえると、間接税としての消費税は、申告所得税等と比べれば国民にとって可視性が低い税に当たる可能性が高く、そのことが国民の価格錯覚を通じて財政支出の拡大を促す要因となるおそれもある。だとしたら、消費税に過度の依存をした税収構造は財政健全化の観点からも望ましくないという、これまでに指摘されてきた消費税のデメリットとは一線を画した新たな問題点が浮かび上がってくる可能性がある。

また、今日の我が国では、積極的な財政出動の是非についての議論とも絡み合った形で、自国通貨建ての国債の発行を通じた財源の調達であればインフレが発生しない限り無制限に行えると説く「現代貨幣理論」（Modern Monetary Theory: MMT）の妥当性も、国債管理政策や金融政策をテーマとした議論における1つの大きな争点となっている。そして、そのような議論に関連して見逃せないのは、政府が大胆な財政出動に踏み切る際にその究極的な財源を課税ではなく国債発行に求める MMT 的な政策論は、国民がいわゆる「債務錯覚」に陥った状況と整合性のとれた主張であるとの解釈も、成り立ち得るという点である。

一方で、国と地方の双方を視野に入れた財政健全化という観点からは、国が地方に向けて行っている財政移転の在り方という問題からも目が離せない。先行きを展望すると、国の財政が従来にも増して厳しい制約に直面している中で、今後は、国の一般会計歳出の15%程度を占めている地方交付税の在り方を、中長期的な視点から抜本的に問い直そうとする機運が高まらないとも限らない。その場合に見落としとしてはならないのは、我が国の地方交付税が、経済学的には、定額一般補助金として分類されるという事実である。地方交付税を対象とした先行研究の中には、それを交付される自治体の歳出に住民の価格錯覚を背景としたフライペーパー効果が発生しているとの結論を示しているものも見られる⁽⁷⁰⁾。それだけに、地方交付税の中長期的な在り方を再検討するのであれば、その副作用の1つとされる同効果にも十分な目配りをした議論が避けて通れないであろう。

このように考えただけでも、一般には馴染みのない財政錯覚という現象と、今日の我が国が直面している財政面での諸課題との間に、少なからぬ関連性が見られることは明らかである。

近年では、経済学と心理学の融合分野として位置付けられる行動経済学が研究上の成果を着々と蓄積しつつある中で、その手法を通じて財政錯覚の本質を解き明かそうとする動きも出

(69) 「経済財政運営と改革の基本方針 2018 ～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定) 内閣府ウェブサイト <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/2018_basicpolicies_ja.pdf>

(70) 我が国の地方交付税についてフライペーパー効果の発生が認められるとの結論を導き出している実証的な先行研究の代表例としては、土居丈朗「日本の都市財政におけるフライペーパー効果—地方交付税と国税減税の等価性の検証—」『フィナンシャル・レビュー』40号, 1996.9, pp.95-119 が挙げられる。

てきている⁽⁷¹⁾。そうした動きは、本稿で紹介した計量経済学的な分析手法に基づく1970年代以降の研究の流れに、新たな視点を追加するものとして注目される。

財政錯覚は、かつてブキャナン氏によって強調されたように、民主主義国における国民の間でも十分に発生し得る現象であり、選挙で選ばれた国民の代表を通じて行われる財政統制の実効性を低下させることにより、場合によっては、国家財政や地方財政の持続可能性そのものを脅かす要因ともなりかねない。この厄介な現象に対してどのように向き合い、その弊害をどのように乗り越えていくべきなのか。この問いに対する答えを見いだすことは必ずしも容易ではないかもしれないが、先行研究の中で示されている学術的な知見を十分に踏まえて、冷静かつ客観的な議論を少しずつ積み重ねていくことから始めるべきであろう。

(ふかさわ えいじ)

(71) Thomas Döring and Ruven D. Oehmke, "Behavioral Economics and Government Purchases: Some Insights into the Fiscal Psychology of Public Expenditure," *International Journal of Public Finance*, 5(1), July 2020, pp.56-80.